

## 区域の指定と指定に伴う制約

## Q21

大規模開発を進める予定の土地で調査を実施したところ「要措置区域」に指定されました。今後どうすればいいのですか？

要措置区域に指定された場合、人の健康被害のおそれを防止するための対策を定められた期間内に行わなければならない、対策が完了するまでは原則として土地の形質の変更はできません。

要措置区域に指定される際に実施すべき人の健康被害を防止するために最低限必要な対策方法が都道府県知事から指示されます。この対策方法を指示措置といいます。また、指示措置と同等以上の効果を有すると認められる対策(措置)を実施することも認められます。指示措置及び指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置は土壤汚染の状況に応じて決められます(表21-1・2参照)。指示措置として汚染土壤の除去等が出されるのは例外的であり、地下水の摂取等によるリスクに対しては地下水の水質の測定又は封じ込めが、土壤の直接摂取リスクに対しては盛土が指示措置となります。なお、地下水の水質の測定及び地下水汚染の拡大の防止については摂取経路が遮断されないため実施しても形質変更時要届出区域になりません。

また、要措置区域に指定されたということは、不特定の第三者が立ち入りできる土地であるか、周辺に地下水を飲用利用している土地ということになるため、周辺住民への適切なリスクコミュニケーションも望まれます。

表21-1 地下水摂取リスクに対する指示措置等

措置の種類	地下水汚染なし	地下水汚染あり						【凡例】 ◎指示措置 ○指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置 ×選択できない措置
		第一種特定有害物質		第二種特定有害物質		第三種特定有害物質		
		第二溶出量基準 適合	第二溶出量基準 不適合	第二溶出量基準 適合	第二溶出量基準 不適合	第二溶出量基準 適合	第二溶出量基準 不適合	
地下水の水質の測定	◎	×	×	×	×	×	×	◎指示措置 ○指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置 ×選択できない措置
原位置封じ込め	○*1	◎	◎*2	◎	◎*2	◎	×	
遮水工封じ込め		◎	◎*2	◎	◎*2	◎	×	
地下水汚染の拡大の防止		○	○	○	○	○	○	
土壤汚染の除去		○	○	○	○	○	○	
遮断工封じ込め		×	×	○	○	○	◎	
不溶化		×	×	○	×	×	×	

\*1 地下水汚染ありの場合の指示措置又は指示措置と同等以上の効果を有するとして認められる措置

\*2 基準不適合土壤の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要

表21-2 直接摂取リスクに対する指示措置等

措置の種類	通常土地	盛土では支障がある土地	特別な場合*	【凡例】 ◎指示措置 ○指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置 ×選択できない措置
舗装	○	○	○	
立入禁止	○	○	○	
盛土	◎	×	×	
土壤入換え	○	◎	×	
土壤汚染の除去	○	○	◎	

\* 乳幼児の砂遊び等に日常的に利用されている砂場等で土地の形質の変更が頻繁に行われる土地